

(7) 平成20年6月30日

一般健康診断項目が改正されました！(平成20年4月1日から施行)

新旧対照表 労働安全衛生法における定期健康診断の新旧項目

- ・雇入時の健康診断は、1及び2の項目も必須項目となります。また、喀痰検査の項目はありません。
- ・特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断の省略基準等については、都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

		〔旧〕	〔新〕
診	問診(既往歴及び業務歴の調査)		
	(喫煙歴及び服薬歴)		1
	身体計測(身長)	1	1
察	(体重)		
	(腹囲)		2 2
等	視力		
	聴力		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
	血圧		
胸部エックス線検査			
喀痰検査		1	1
検査	貧血		
	血色素量	2	2
	赤血球数	2	2
検査	肝機能		
	GOT	2	2
	GPT	2	2
	γ-GTP	2	2
検査	血中脂質検査		
	血清総コレステロール	2	
	血清トリグリセライド	2	2
	HDLコレステロール	2	2
	LDLコレステロール		2
検査	血糖		
	空腹時血糖	2	2
	ヘモグロビンA1c	( 2)	( 2)
検査	尿		
	蛋白		
	糖	3	
心電図検査		2	2

：必須項目

- 1：胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれがないと診断された者について医師の判断に基づき省略可
- 2：血糖検査については、ヘモグロビンA1cで代替も可(平成10年12月15日 基発第697号)
- 1：20歳以上の者については、医師の判断に基づき省略可
- 2：40歳未満(35歳を除く)の者については、医師の判断に基づき省略可
- 3：血糖検査を受けた者については、医師の判断に基づき省略可
- 1：喫煙歴及び服薬歴については、問診等で聴取を徹底する旨通知(平成20年1月17日 基発第0117001号、保発第0117003号)
- 2：2に加えて、妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、BMIが20未満である者、BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者は、医師の判断に基づき省略可

一般健康診断項目の追加・変更は・・・？

実施項目に「腹囲」の測定を追加

実施項目の「総コレステロール」を「低比重リポ蛋白(LDL)コレステロール」へ変更

なお、腹囲測定は、簡易な測定方法を導入可能。具体的には着衣のまま測定できること、及び労働者自らによる健診会場での自己測定が認められ、着衣のまま測定した場合は、実測値から1.5cmを引いた値を検査値とします。